

高齢者施設・介護・障害福祉サービスを提供する事業所の管理者の皆さまへ

令和4年10月14日から
特殊勤務手当と宿泊手当の
助成対象日数を変更しました

特殊勤務手当・宿泊手当費用や 利用者退院支援費を事業所に助成します！

1. 制度概要

特殊勤務手当・宿泊手当は、まず都制度をご活用ください（障害福祉サービスを除く）

① 特殊勤務手当

新型コロナウイルス感染症の感染者に対して、直に接触して介護等サービスを提供した従事者に手当を支給する事業所等へ助成する。

② 宿泊手当

新型コロナウイルス感染症の感染者に対して、直に接触して介護等サービスを提供した従事者が、高齢の同居親族等への感染を懸念し、宿泊施設を利用している場合に、当該従事者に手当を支給する事業所等へ助成する。

③ 利用者退院支援費

施設入所者または利用者が感染し入院した場合、退院時にかかる移送等に要した経費を事業所に助成する。

《注意事項》

特殊勤務手当・宿泊手当については、まず都制度（令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業）をご活用ください。

都制度を限度額まで活用した場合は、区制度をご活用ください。

障害福祉サービスについては都制度の対象外のため、区制度をご活用ください。

2. 助成額

- ① 特殊勤務手当 従事者1人につき 1日 5,000円 **（最大7日分）**
- ② 宿泊手当 従事者1人につき 1泊 5,000円 **（最大6日分）**
- ③ 利用者退院支援費 入所者1人につき 1回 30,000円

3. 助成の対象

- (1) ①・②については、新型コロナウイルスに感染した利用者に対して、直接サービスを提供する従事者(※)に手当を支給する事業所等を対象とします。 ※職員は、常勤・非常勤を問いません。
- (2) ③については、入所系サービス事業所のみを対象とします。

4. 助成期間

令和3年4月1日から

5. 助成申請の方法

(1) 事前に以下の問い合わせ先に電話連絡し、補助対象の可否を確認してください。

(2) 補助対象となる場合は、以下の添付書類を提出してください。

①補助金交付申請書（第1号様式）

②誓約書（第1号様式の2）

③根拠書類

【特殊勤務手当】

陽性者等に対し介護等サービスを提供した記録の写し

【宿泊手当】

陽性者等に対し介護等サービスを提供した記録の写し
領収書及びその内訳が確認できる資料の写し

【利用者退院支援費】

施設入所者等が入院し、退院したことが分かる資料

④その他区長が必要と認める書類

※ 申請書関係書類については区ホームページ(トップページ >事業者情報 >申請・手続き >福祉関連 >福祉施設における特殊勤務手当、宿泊手当、利用者退院支援費の助成について)からダウンロードをお願いします

※ 補助対象手当が発生した日、または補助金の交付対象となる移送等が完了した日の属する月の翌々月末(属する月が9月の場合は11月末。但し、属する月が3月の場合は、翌月末)が申請期限となります。期限を過ぎた申請は原則受付できなくなりますのでご注意ください。

※ 上記の書類の提出を受け次第、申請書類の審査を行い、補助金交付決定通知を送付いたします。通知の受領後に請求書(第4号様式)を提出してください。

【お問い合わせ】

葛飾区福祉部 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

〈特養、老健、認知症グループホーム、区内介護サービス事業所〉

介護保険課 ☎03-5654-8443

〈有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、ケアハウス〉

福祉管理課 ☎03-5654-8253

〈養護老人ホーム〉

高齢者支援課 ☎03-5654-8257

〈障害福祉サービス事業所(身体・知的障害)〉

障害福祉課 ☎03-5654-8262

葛飾区健康部 〒125-0062 葛飾区青戸4-15-14

〈障害福祉サービス事業所(精神障害)〉

保健予防課 ☎03-3602-1274